

米軍の構成員、軍属、家族の出入国に関する事項（追加）

地位協定第9条6項実施のため、昭和36年3月の日米合同委員会において次のように合意された。

1 米軍の構成員及び軍属に対する送出要請

(1) 日本国政府が送出要請を行なう構成員又は軍属とは、おおむね次の各号に当たるものである。

ア 日本国の精神衛生法に定める精神障害者

イ 入国後、日本国の外国人登録法令に違反して、禁錮以上の刑に処せられた者。ただし、執行猶予の言渡しを受けた者は除かれる。

ウ 入国後、麻薬、大麻又はあへんの取締に関する日本国又は日本国以外の国の法令に違反して、有罪の判決を受けた者

エ 20才未満の者で、入国後、長期3年をこえる懲役又は禁錮に処せられた者

オ 前期イからエまでに定められた者を除く外、入国後、日本国又は日本国以外の国の法令に違反して、1年を超える懲役又は禁錮に処せられた者。ただし、政治犯罪により刑に処せられた者及び執行猶予の言渡しを受けた者は除かれる。

カ 他の外国人が不法に日本国に入り、又は上陸することをあおり、唆し又は助けた者。

キ アからカまでに掲げる者を除く外、日本国法務大臣が、日本国の利益又は公安を害する行為を行なったと認定する者。

(2) 法務省入国管理局は、在日米軍司令部に対し、前記(1)各号の一に該当すると思料される者について、必要ある場合は情報の提供又は所要の調査を要請することができ、同司令部はこれに協力し、速やかに回答しなければならないこととなっている。

(3) 日本国政府は、日米合同委員会を通じ、在日米軍当局に対し、前記(1)各号の一に該当すると認定した者について、事由を付してその者の送出を要請する。

在日米軍当局は、その責任において速やかにその者を日本国外へ送出し、送出完了後は、出国日時、出国港、送出手段、送出先等を含む通報を、日米合同委員会を通じて日本国政府あてに行なうこととなっている。もし送出要請に対して異議のある場合は、在日米軍当局は、日本国政府と協議することができる。

2 米軍の旧構成員若しくは旧軍属又は米軍の構成員、軍属、旧構成員若しくは旧軍属の家族に対する退去命令。

(1) 上陸審査手続における退去命令

ア 上陸審査手続中に退去命令を受けた構成員、軍属の家族は、関係入国管理事務所又は関係出張所において、最寄りの関係米軍当局に対してその身柄を引き渡す。米軍が輸送手段を供する場合は、米軍当局所在地において引き渡すことができる。

しかしながら、商業船又は商業航空機で入国した者について、その運送業者が送還責任を履行する場合は、米軍に引き渡す必要はない。

イ 在日米軍当局は、引渡しを受けた者を、速やかにその責任において日本国外へ送還し、また在日米軍司令部は、送還完了後、出国日時、出国港、送還手段及び送還先等を含む通報を法務省入国管理局あてに行なう。

(2) 退去強制令書

ア 日本国に在留している旧構成員若しくは旧軍属又は構成員、軍属、旧構成員若しくは旧軍属の家族に対する退去強制は、日本国法令に従って行なわれる。日本国政府は、退去強制手続中、必要な場合は在日米軍当局に対し情報及び資料の提供を求めることができるが、他方においては、退去強制手続中の主な処分を在日米軍当局へ通報することになっている。

イ また、在日米軍当局は、退去強制手続が開始されたときはいつでも、その進行状況について、関係日本国政府当局に対し説明を求めることができ、審理手続に米軍係官を派遣することができる。

ウ 関係日本国政府当局は、退去強制令書を発付したときに、その身柄を相互に合意し得る時間と場所において、関係米軍当局へ引き渡すことになっている。そのために必要な連絡は、在日米軍司令部又は関係部隊司令官と、関係入管事務所との間で行なわれる。

エ 在日米軍当局は、引渡しを受けた者を、速やかにその責任において日本国外へ送還し、また在日米軍司令部は、送還完了後、出国日時、出国港、送還手段及び送還先等を含む通報を、法務省入国管理局あてに行なうこととなっている。